



倉敷市外来生物調査報告

平成22年11月

倉敷市 環境リサイクル局 環境政策部 環境政策課

外来生物とは

人間の活動に伴い、新たに他の地域から、本来生息していなかった地域に入ってきた生物。



アメリカザリガニ



アカミミガメ



ホテイアオイ

外来生物の問題点

< 生態系への影響 >

- 生態系は、長い期間をかけて食う・食われるといったことを繰り返して、微妙なバランスのもとで成立している。
- ここに新たな生物が侵入してくると、生態系のバランスが崩れ、在来種に大きな影響が及ぶ。

----- 生態系への影響の例 -----

外来種が在来の生き物を食べてしまうことにより、本来の生態系が乱されてしまう。



外来種が、日陰を作ってしまうことで、在来の植物の生活の場を奪ってしまったり、在来の動物と同じ餌を食べることにより、エサを巡って競争がおこる。



近縁の在来の種と交雑して雑種を作ってしまう、在来種の遺伝的な独自性がなくなる。

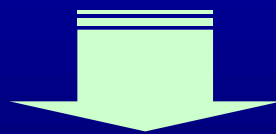


< 人体への影響 >

- 直接咬まれたり、毒を持っている生物に刺されるなど、人体に危害を及ぼす場合がある。
- 人体に有害な寄生虫などの媒体になっている場合がある。

< 農林水産業への影響 >

- 畑や水田の農作物を食べたり、踏み荒らすなど、農林業に被害が及ぶ場合がある。
- 外来生物が、漁業の対象となる生物を捕食することにより、漁業資源が減少するような場合がある。



人の移動や物流が盛んになり、多くの外来生物が侵入。
近年、それらの影響が顕在化。

外来生物法の策定

正式名称：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
2005年6月 施行

< 目的 >

外来生物による生態系等への影響を防止する。

< 特定外来生物の指定 >

- 外国から移入した外来生物のうち、在来の生態系や農林水産業等への被害を及ぼすもの、もしくは及ぼすおそれのあるものを「特定外来生物」に指定。

生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。

< 特定外来生物の規制 >

- 特定外来生物の飼育、栽培、譲渡、運搬、輸入、さらに野外への放出などを規制。

特定外来生物で規制される事項



飼育などの許可を得た
特定外来生物については、



< 特定外来生物の防除 >

- 特定外来生物による被害を防止するため、大臣や国の機関は防除の対象、区域、内容などを公示して防除事業を実施。
- 地方公共団体、NGO等は、大臣の確認・認定を受けて防除事業を実施。

11月現在実施中の防除事業の確認・認定数

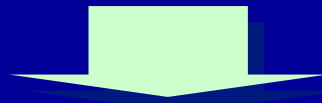
実施している地方公共団体やNGO等の数：380以上

実施している防除事業の数：480件以上

対象種：アライグマ、ヌートリア、オオクチバス、ブルーギルなど

本調査の目的

倉敷市には、多種多様な動植物や、多くの希少な生物が生育・生息している。一方で、外来生物の分布拡大は著しく、水草を食べ尽くしてしまうヌートリアや在来魚の天敵であるブラックバス、ブルーギル等、これら外来生物による希少な生物、在来の生態系への影響が深刻化している。



今後、特定外来生物の防除対策を効果的に行うために、倉敷市における外来生物の詳細な生育・生息状況を把握することを目的に実施。

調査方法

- 緊急雇用対策推進事業の一環で実施。
- 調査員に、外来生物の見分け方や見つけ方の研修を実施。
- 調査員が、倉敷市内全域を踏査し、目視や捕獲により外来生物を確認・記録。
- 一般市民の方へのヒアリング調査を同時に行い、外来生物の目撃情報を収集。

